一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　大砂川
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治三十四年内務省告示第三十三号で指定した土地の区域を除く。）
　滋賀県湖南市正福寺
　　字榎　二三番二　一号
　　一九番　二号
　　一九番一　三号

○国土交通省告示第千二百四十一号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十一年十一月二十五日
　　国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　中通谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　和歌山県田辺市秋津川
　　字中通　六〇〇番　一号
　　五九八番　二号
　　五九一番二　三号
　　五九一番　四号
　　五七八番四　五号
　　五七八番　六号
　　五七六番五　七号
　　五四八番　八号
　　六〇六番　九号

○国土交通省告示第千二百四十二号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十一年十一月二十五日
　　国土交通大臣　前原　誠司

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　荒田川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
　高知県安芸郡安田町
　　瀬切
　　字谷口　一二五番
　　字瀬切谷　一二六番
　　字落山　一四一番一
　　字龍王　一四八番九
　　船倉
　　字押声峰　四一三番五
　　四一三番二九
　　四一三番三四
　　四一三番三七
　　四一三番三九
　　四一三番五一
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成元年建設省告示第五百七号で指定した土地の区域を除く。）
　高知県安芸郡安田町
　　瀬切
　　字瀬切谷　一二七番一　一号及び二号
　　一二六番　五号
　　字落山　一四一番一　三号及び四号
　　字谷口　一二五番　六号
　　一二二番一　九号及び十号
　　船倉
　　字押声峰　四一三番五一　七号
　　四一三番二九　八号
二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　若宮谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　高知県吾川郡いの町上八川上分
　　字東深谷　六二九六番　一号
　　字ウルシガサコ　一一四〇二番　二号及び三号
　　六二八〇番　十号
　　一一四〇四番　十二号
　　字西深谷　一一三八番　四号
　　一一三九八番三　五号
　　一一三九四番三　六号
　　字上長山　六二四一番　七号
　　六二三九番三　八号及び九号
　　字東長山　六二二五番　十一号
三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　赤石谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷
　高知県吾川郡仁淀川町土居
　　字ヒノワキ　乙二六二番及び乙二六三番
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　高知県吾川郡仁淀川町土居
　　字アカイシノウエ　甲九五六番四　一号
　　甲九五六番二　十一号
　　字フルヤシロ　乙二五八番五　二号から八号まで
　　字カヂヤザカ　甲九九四番　九号及び十号

○海上保安庁告示第三百二十三号

　航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
　平成二十一年十一月二十五日
　　海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　大阪新島埋立区域D灯標
位置
　所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の西南西方約三・四キロメートル）
　北緯　三四―三七―三八
　東経　一三五―二〇―五一
廃止年月日　平成二十一年十月六日

名称　大阪新島埋立区域E灯標
位置
　所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の西南西方約三・一キロメートル）
　北緯　三四―三七―四六
　東経　一三五―二〇―五九
廃止年月日　平成二十一年十月六日

○海上保安庁告示第三百二十四号

　航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
　平成二十一年十一月二十五日
　　海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　金比羅岬灯台
位置
　所在地　北海道苫前郡初山別村（金比羅岬）
　北緯　四四―三三―四七
　東経　一四一―四六―二六
変更した事項
　光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
　光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十一年十月六日

名称　祝津港東防波堤灯台
位置
　所在地　北海道小樽市（祝津港東防波堤外端）
　北緯　四三―一三―五五
　東経　一四一―〇〇―五八
変更した事項
　光度　実効光度七八カンデラ
　光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十一年十月六日

名称　海老港西防波堤灯台
位置
　所在地　広島県尾道市浦崎町（海老港西防波堤外端）
　北緯　三四―二三―三六
　東経　一三三―一五―四一
変更した事項
　位置
　　所在地　広島県尾道市（海老港西防波堤外端）
　　北緯　三四―二三―三六
　　東経　一三三―一五―四一
　高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで九・四メートル
変更年月日　平成二十一年十月六日